

この表の注意事項

1. 林野庁が全国で統一的に想定できる事項を記載したものであり、森林管理局は緑の回廊の実態に応じ適宜必要な修正を加えること
2. 特に数値等の定量的な基準の妥当性を確認する内容とする場合には、その科学的根拠が明らかなものに限ること。また、その妥当性を当該数値基準のみで判断するとの表記ではなく、事業者が行うとする必要な措置を総合的にみて判断することがわかるような表記にすること。

確認ポイント

別表

確認ポイント（類型化）	確認ポイント（具体的確認内容）	
	主な対象の種	確認内容
1 猛禽類等の生息環境の悪化を防ぐこと		
① 営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避	猛禽類	・ 重要な高利用域である、営巣場所、主要な狩場などの生息環境について、喪失や減少を回避する措置がとられていること
② ねぐら等の保護	洞窟性コウモリ	・ ねぐら洞、繁殖洞、越冬洞などが保護されていること
	森林性コウモリ	・ ねぐら、越冬、繁殖に使われる樹洞を持つ古木、老木などが保護されていること
	渡り鳥	・ 集団ねぐらや峠越えのルート、半島部など集中的に利用される場所が保護されていること
③ バードストライク回避	猛禽類、渡り鳥等	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること（風車の設置予定地が高利用域（営巣場所、主要な狩場など）を避けていること。その他環境調査結果等に基づき必要な措置がとられていること）
④ バットストライク回避	コウモリ	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること（風車の設置予定地が、ねぐら、採餌場所、移動経路を避けていること。その他環境調査結果等に基づき必要な措置がとられていること）
2 マイクロハビタット等の生息環境を破壊しないこと		
① 草地等の喪失・悪化防止	小型哺乳類、昆虫類	・ 重要な生息地である草地や森林等の喪失・悪化の防止が図られていること
② 水辺環境の喪失・悪化防止	爬虫類、両生類、水生生物等	・ 重要な生息地や繁殖地である池・溪流・水たまり等の喪失・悪化の防止が図られていること
③ 移動個体の轢死の回避	動物	・ 管理用道路の設置及び工事用車両等の通行による轢死の発生を防止する措置がとられていること
3 希少な植物群落の喪失や悪化を防ぐこと		
① 植物群落の喪失・悪化防止	植物	・ 陸上の希少な植物群落や植物種の損失・悪化の防止が図られていること
	植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
② 溪畔林等の喪失・悪化防止	植物	・ 溪畔林等の溪流植生の喪失・悪化の防止が図られていること
	植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
③ 風衝地の保護	植物	・ 風衝地における植生の喪失・悪化の防止が図られていること
④ 排ガス・排水の悪影響防止	植物	・ 地熱発電所の稼働後の排ガスや排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないための措置がとられていること
⑤ 送電線との十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令（「電気設備の技術基準」等）に定める、植物と送電線との適切な離隔距離を確保すること
⑥ 風車のブレードとの十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令に定める、植物と風車のブレードとの適切な離隔距離を確保すること
4 緑の回廊の連続性を維持すること		
① 緑の回廊の幅の維持	生態系全体	・ 緑の回廊の設定目的（野生生物の移動経路の確保、生息・生育地の拡大と相互交流の促進、より広範囲で効果的な森林生態系の保護・保全等）が達成される回廊幅が維持されていること
② 移動経路の分断の防止	生態系全体	・ 構造物(擁壁、側溝等)による野生生物の移動の疎外を防ぐための措置がとられていること

※国有林野貸付け手続において、森林管理局が評価項目への対応結果を確認する際、準備書等の情報のみでは上記の確認ポイントの履行内容を判断しがたい場合は、工事の実施中及び供用開始後事業者が行う事後調査の結果の報告を基に、確認するものとする。